第１号様式（第７条関係）

鴨川市令和５年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛て）

　鴨川市長　　長谷川　孝夫　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人その他の団体にあっては、所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　並びに名称及び代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　鴨川市令和５年台風第13号による農地等災害復旧費補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、当該補助金の交付の申請に当たり、下記３の事項について、誓約し、及び同意します。

記

１　交付申請額　　金　　　　　　　　　　　　円

※　被災箇所ごとの交付申請額の合計額を記載してください。

２　補助事業の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【被災箇所１】 | | |
| 種別 | | □農地  □農業用施設（□水路　□ため池　□農業用道路　□その他（　　　）） |
| 被災箇所 | | 鴨川市 |
| 補助対象経費の実支出額　　Ａ | | 円（合計額） |
|  | ①委託料 | 円 |
|  | ②人件費 | 円 |
|  | ③機械経費 | 円 |
|  | ④資材購入費 | 円 |
|  |  |  |
| 交付申請額　Ｂ | | 円（Ａ又は限度額10万円のいずれか低い額） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【被災箇所２】 | | |
| 種別 | | □農地  □農業用施設（□水路　□ため池　□農業用道路　□その他（　　　）） |
| 被災箇所 | | 鴨川市 |
| 補助対象経費の実支出額　　Ａ | | 円（合計額） |
|  | ①委託料 | 円 |
|  | ②人件費 | 円 |
|  | ③機械経費 | 円 |
|  | ④資材購入費 | 円 |
|  |  |  |
| 交付申請額　Ｂ | | 円（Ａ又は限度額10万円のいずれか低い額） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【被災箇所３】 | | |
| 種別 | | □農地  □農業用施設（□水路　□ため池　□農業用道路　□その他（　　　）） |
| 被災箇所 | | 鴨川市 |
| 補助対象経費の実支出額　　Ａ | | 円（合計額） |
|  | ①委託料 | 円 |
|  | ②人件費 | 円 |
|  | ③機械経費 | 円 |
|  | ④資材購入費 | 円 |
|  |  |  |
| 交付申請額　Ｂ | | 円（Ａ又は限度額10万円のいずれか低い額） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【被災箇所４】 | | |
| 種別 | | □農地  □農業用施設（□水路　□ため池　□農業用道路　□その他（　　　）） |
| 被災箇所 | | 鴨川市 |
| 補助対象経費の実支出額　　Ａ | | 円（合計額） |
|  | ①委託料 | 円 |
|  | ②人件費 | 円 |
|  | ③機械経費 | 円 |
|  | ④資材購入費 | 円 |
|  |  |  |
| 交付申請額　Ｂ | | 円（Ａ又は限度額10万円のいずれか低い額） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【被災箇所５】 | | |
| 種別 | | □農地  □農業用施設（□水路　□ため池　□農業用道路　□その他（　　　）） |
| 被災箇所 | | 鴨川市 |
| 補助対象経費の実支出額　　Ａ | | 円（合計額） |
|  | ①委託料 | 円 |
|  | ②人件費 | 円 |
|  | ③機械経費 | 円 |
|  | ④資材購入費 | 円 |
|  |  |  |
| 交付申請額　Ｂ | | 円（Ａ又は限度額10万円のいずれか低い額） |

備　考

　１　被災箇所について、種別ごとに記載してください。

　２　補助対象経費の実支出額の内訳について、補助事業の全部又は一部を第三者への委託により実施した場合は①委託料について、補助事業の全部又は一部を補助対象者自らが実施した場合は②人件費、③機械経費及び④資材購入費のうち該当する経費について記載してください。

　３　行が足りない場合（被災箇所が６箇所以上ある場合）は、適宜、行を追加してください。

３　誓約・同意事項

　(１)　支給要件を満たしていること。また、申請内容及び提出書類に虚偽がないこと。

　(２)　鴨川市令和５年台風第13号による農地等災害復旧費補助金交付要綱第３条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても該当しないこと。また、その内容に該当しないことを確認するため、市が千葉県警察本部に照会すること。

　(３)　市から申請の内容について、調査への協力又は報告の求めがあった場合にはこれに応じること。

　(４)　誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該補助金の交付を受けられないこと及び返還に応じること。また、これにより生じた損害については、申請者が一切の責任を負うこと。

４　添付書類

　(１)　補助事業に係る農地等の位置図

　(２)　補助事業の完了後の農地等の写真

　(３)　補助対象経費の実支出額の支払を確認できる書類

　(４)　その他市長が必要と認める書類